

規約など

大阪市立校（園）PTA参考規約

第1章 名 称

第1条 この会は、〇〇校（園）PTAという。

2 この会は、事務所を〇〇校（園）に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者（父母またはこれに代わる者）と先生とが協力して家庭と社会における在学青少年（園児・児童・生徒）の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- （1）会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、同和問題をはじめ人権問題についての正しい理解を深める。
- （2）家庭と学校および社会との緊密な連携によって在学青少年の福祉を増進する。
- （3）家庭と学校と社会における教育環境をよくする。

第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。

- （1）在学青少年の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。
- （2）特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行なわない。
- （3）この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- （4）学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。

- （1）この学校（園）に在籍する（児童・園児・生徒）の保護者（父母またはそれに代わる者）。
- （2）学校（園）の先生。
- （3）この会の趣旨に賛同するもので、実行委員会の承認を得た者。

第6条 この会の会員はすべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

第7条 この会の経理は会費をもってする。

第8条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行なわれる。

第9条 この会の会費は会員1人（または1世帯）につき月額〇円（定額、または口数）とする。

第10条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終る。

第6章 役員とその選挙

第12条 この会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名保護者（父母またはこれに代わる者）
- (2) 副会長 2名または3名
- (3) 書記 1名または2名
- (4) 会計 1名または2名

2 役員は、男女いずれかの一方に偏してはならない。

3 役員は他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

4 第5条の(3)で認められた会員は、役員になることはできない。

第13条 役員の任期は、1年とする。ただし再選は妨げない。

2 役員は引続いて他の役員に選任されることができる。

第14条 役員選挙および就任は、次のとおり行なわれる。

(1) 役員候補者指名委員会（以下指名委員会という）を次の方法によって構成する。

1) 保護者（父母またはこれに代わる者）の中から次のいずれかの方法により選出する。

ア. 各学級の保護者（父母またはこれに代わる者）は互選により1名の学級代表を選出し、学級代表は互選により各学年1名（または2名）を選出する。

イ. 各地域代表1名（または2名）を選出する。

2) 先生の中から互選により1名（または2名）の指名委員を選出する。

3) 実行委員の中から互選により1名を選出する。

(2) 指名委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることができない。

(3) 指名委員会は各役員別に候補者をあげ、役員選挙の7日前までに全会員に知らせる。

(4) 選挙を行なう総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。

(5) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その指名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。

(6) 役員は年度初めの総会において承認を受ける。なお、対立候補のある場合は出席した会員の無記名投票により多数で選挙される。

(7) 役員は5月1日より就任する。

第7章 役員の資格とその任務

第15条 公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員になることができる。

第16条 会長は次の職務を行なう。

- (1) この会を代表し会務を総括する。
- (2) 各学級から選出された委員の中から、それぞれの委員長、副委員長（指名委員会および監査委員会は除く）を任命する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員長および委員を任命する。
- (4) 総会および実行委員会を招集する。
- (5) 各委員会（指名委員会および監査委員会は除く）に出席して意見を述べることができる。
- (6) この会の資産を管理する。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第18条 書記は次の職務を行なう。

- (1) 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行なう。

第19条 会計は次の職務を行なう。

- (1) 総会の決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第20条 会長に欠員を生じたときは副会長の中から、会長以外の役員に欠員を生じたときは実行委員の中から、実行委員会の議決を経て就任する。任期は前任者の残任期間とする。

第8章 会計監査委員会

第21条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会には、委員長の外2名の委員を置く。

第22条 会計監査委員長の選挙および選任は第14条に準じて行なう。

2 会計監査委員長は、他の2名の委員を選任する。

第23条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し年間2回以上全会員にその結果を報告する。

第24条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第25条 会計監査委員長は必要に応じ役員会、実行委員会に出席して意見を述べるすることができる。

第9章 総 会

第26条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第27条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第28条 実行委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集する。

第29条 総会は年2回以上開催する。

第30条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行なう。

第10章 実行委員会

第31条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長、および校長、教頭等をもって構成される。

ただし、各委員会の副委員長を加えることができる。

第32条 実行委員会の任務は次のとおりである。

- 2 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- 3 総会に提出する議案を調整する。
- 4 必要あるときは、特別委員会を設ける。

第33条 実行委員会は、毎月1回定例会を開催することを原則とする。

- 2 実行委員会の定足数は委員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第11章 常置・会員活動部および特別活動部

第34条 この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案および実施するために次の常置活動部、会員活動部を設け、必要な委員会を置く。

(1) 常置活動部

- ア. 総務委員会
- イ. 広報委員会
- ウ. 成人教育委員会
- エ. 青少年活動委員会
- オ. 保健・給食委員会
- カ. 体育・厚生委員会
- キ. 人権啓発活動委員会

(2) 会員活動部

- ア. 学年（学級）委員会
- イ. 地域委員会

第35条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別活動部を設け必要な委員会を置くことができる。

第36条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。

第37条 各委員会の構成は、各学級ごとにそれぞれの委員を互選により選出する。

第38条 各委員長および委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第39条 常置活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ア. この会の目的達成に必要な活動の年間計画をたてる。
- イ. 年間計画に基づく事業・活動に必要な収支予算の調整を行なう。
- ウ. 各委員会の事業・活動の調整を行なう。
- エ. 他の委員会に属さない事業・活動を実施する。

(2) 広報委員会

- ア. 会員に対して情報を伝達する。
- イ. 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
- ウ. 機関誌を年〇回以上発刊する。

(3) 成人教育委員会

- ア. 会員の教養と知識を高めるため、学習活動を推進する。
- イ. 地域における社会教育の推進に協力する。

(4) 青少年活動委員会

- ア. 在学青少年の健全な活動や遊び場の確保につとめる。
- イ. 在学青少年のスポーツ、レクリエーション活動を活発にする。
- ウ. 学校および地域における他の青少年育成団体との連携をはかる。

(5) 保健・給食委員会

- ア. 学校給食が十分な効果をあげるようにつとめる。
- イ. 在学青少年（園児・児童・生徒）の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるようつとめる。

(6) 体育・厚生委員会

- ア. 会員の健康増進と体力の向上をはかる。
- イ. 会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進し、グループ、クラブ活動の活発化をはかる。

(7) 人権啓発活動委員会

- ア. 全会員を対象にした同和問題等、人権問題学習会の企画、立案、運営を行なう。
- イ. 単位PTAでの人権学習活動を促進するため、単位PTAにおける指導的立場にある人たちに対する研修事業を推進する。
- ウ. 日常的、継続的な人権啓発事業としての広報活動につとめる。
- エ. 地域における関係諸団体との連携をはかる。

第40条 会員活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

(1) 学年（学級）委員会

- ア. 保護者と先生との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆるPTA活動の基盤となるようつとめる。
- イ. 保護者と先生、あるいは保護者相互の親睦と連携をはかるために学級集会、学年集会を開催する。

ウ. 教育環境がより好ましくなるようつとめる。

エ. 会員名簿を作成する。

(2) 地域委員会

ア. 地域における在学青少年の交通安全、環境浄化、非行化防止につとめ、会員の意識を高める。

イ. 地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連携が円滑に行なわれるようつとめる。

ウ. 地域の他のPTAとの連絡と協調をはかる。

エ. 地域の諸団体、機関との連携をはかる。

オ. 地域社会の環境をよくするようつとめる。

第41条 校長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第42条 各委員会は、その事業の計画、実施にあたって実行委員会にはからなければならない。

第12章 改正

第43条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

ただし改正案は、総会の少なくとも7日前にその内容を全会員に知らせておかななければならない。

昭和23年2月制定

昭和25年2月改正

昭和27年2月改正

昭和31年2月改正

昭和42年3月改正

昭和43年3月改正

昭和51年1月改正

昭和61年4月改正

大阪市区PTA協議会参考規約

第1章 名 称

第1条 本会は、大阪市〇〇区PTA協議会と称し事務局を〇〇〇〇〇〇〇〇におく。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 区内各单位PTAの連絡を密にし、校園PTAの健全な発展をはかる。
- (2) 区内の各種団体・機関、特に青少年育成団体との連携を密にし、在学青少年の健全育成につとめる。
- (3) 市PTA協議会の目的および方針に則り、区内の教育振興につとめる。

第3章 事 業

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行なう。

- (1) 研究集会の開催
- (2) 指導者研修会の開催
- (3) その他の事業

第4章 構 成

第4条 本会は、区内の市立校園PTAをもって組織し、各校園PTA代議員4名 {保護者（父母またはこれに代わる者）・先生} をもって構成する。ただし、保護者の内1名は会長とし、先生とは校長をいう。

第5章 役員・会計監査

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名 {保護者（父母またはこれに代わる者）・先生}
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名

第6条 本会の経理を監査するために、3名以内の会計監査委員をおく。

第7条 役員・会計監査委員の選出は、構成員の互選とする。

第8条 役員・会計監査委員の任期は1年とし、5月1日より翌年4月末日までとする。ただし再任は妨げない。

2 会計監査委員は、役員・委員会の委員長を兼ねることはできない。

第9条 本会は、5月20日までに、代議員中より市PTA協議会理事4名〔保護者（父・母またはこれにかわる者）・先生〕を選出する。

第10条 本会に顧問等をおくことができる。

2 顧問等は、会長の諮問に応じる。

第6章 役員の仕事

第11条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をつとめる。

書記は本会の事務を処理し、会計は本会の会計事務を処理する。

第7章 会 議

第12条 会議は総会および実行委員会とし、会長がこれを召集し、議長となる。

第8章 総 会

第13条 総会は本会の最高決議機関である。

2 総会は第4条に定める代議員をもって構成される。

3 総会は年2回以上開催し、構成員の5分の1以上の出席によって成立する。

決議は出席者の過半数の同意を要する。

第9章 実行委員会

第14条 実行委員会は、役員・各委員会の委員長・単位PTA会長によって構成する。

2 実行委員会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、決議は出席者の過半数の同意を要する。

3 実行委員会は原則として毎月1回開催する。

第10章 実行委員会の仕事

第15条 実行委員会の仕事は次のとおりとする。

(1) 各委員会によって立案計画された活動計画を審議検討する。

(2) 総会に提出する議案を作成する。

(3) その他の会則、総会の決議にもとづいて、本会の運営に当る。

第11章 委員会

第16条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実施並びに連絡するために、次の委員会をおく。

(1) 総務委員会

(2) 広報委員会

- (3) 成人教育委員会
- (4) 青少年活動委員会
- (5) 保健・給食委員会
- (6) 体育・厚生委員会
- (7) 人権啓発活動委員会

第17条 この委員会には、委員長をおく。

2 委員長は、代議員中より会長が任命する。

3 必要に応じ副委員長をおくことができる。

第18条 この委員会は各単位PTAの関係委員会の委員長をもって構成し、必要に応じ副委員長を加えることができる。

2 構成員の実数は実行委員会が定める。

第19条 本会の特定の目的を遂げるために、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

第20条 委員会の任務および活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総務委員会

ア. 各委員会の事業活動の調整を行ない、年間計画をたてる。

イ. この会の事業の企画、立案および他の委員会に属さない事業を実施する。

ウ. 各単位PTA総務委員会、関係委員会の連絡調整を行なう。

(2) 広報委員会

ア. 各単位PTA広報委員会の連絡調整および委員研修会を開催する。

イ. 区内各団体に対して、この会の認識と理解を深め、協力を得るようつとめる。

(3) 成人教育委員会

ア. 各単位PTA成人教育委員会の連絡調整および委員研修会を開催する。

イ. 地域における社会教育の推進に協力する。

(4) 青少年活動委員会

ア. 各単位PTA青少年活動委員会、関係委員会の連絡調整および委員研修会を開催する。

イ. 区内の青少年育成団体との連携をはかる。

ウ. 区内における在学青少年の交通安全、環境浄化、非行防止につとめる。

(5) 保健・給食委員会

ア. 各単位PTA保健・給食委員会の連絡調整を行ない、委員研修会を開催する。

イ. 学校給食献立委員会に委員を派遣し、献立向上につとめる。

(6) 体育・厚生委員会

ア. 各単位PTA体育・厚生委員会、関係委員会の連絡調整を行ない、委員研修会を開催する。

イ. 各単位P T Aのスポーツ・レクリエーション、グループ、サークル活動の交歓および振興をはかる。

(7) 人権啓発活動委員会

ア. 区内全会員を対象にした人権問題学習会の企画、立案、運営を行なう。

イ. 区・単位P T Aでの人権学習を促進するため、区における指導的立場にある人たちに対する研修事業を推進する。

ウ. 日常的、継続的な人権啓発事業としての広報活動につとめる。

エ. 各単位P T A人権啓発活動委員会や関係諸団体等の連絡調整を行なう。

第12章 経 費

第21条 本会の経費は、会費および他の収入をもって支弁する。

第22条 会費は、単位P T Aの均等割および園児・児童・生徒の按分割とする。

第23条 本会の会計年度は、5月1日に始まり、翌年4月末日に終る。

第13章 改 正

第24条 この規約は、総会の過半数の決議によって改正することができる。

第14章 施行細目

第25条 本規約施行に関し、必要な事項は実行委員会において定める。

昭和43年 2月制定

昭和44年10月改正

昭和51年 4月改正

昭和61年 4月改正

附 則

1、この規約は、昭和43年2月28日より施行する。

2、1部改正後の規約は昭和61年4月30日より施行する。